

# 平成23年9月定例会（9月議会）

## 建設交通委員会提出資料

### 建設交通部

#### 【予算案関係】

- 建設交通政策課 平成23年度建設交通部 9月補正予算案の概況について . . . 1
- 建設交通政策課 第三セクター鉄道設備整備事業について . . . . . 2
- 道路課 道路除排雪作業業務委託における債務負担行為の設定について  
. . . . . 3
- 河川砂防課 一級河川鮎川の河川改修事業について . . . . . 4

#### 【議案関係】

- 建築住宅課 県営住宅退去滞納者に対する訴えの提起について . . . . . 6

# 平成23年度建設交通部 9月補正予算案の概況について

平成23年9月15日  
建設交通部

## 1 予算補正

(単位:千円、%)

| 区 分                        | 22年度             | 23年度                   | 9月          | 23年度         | 比 較           |             |           |
|----------------------------|------------------|------------------------|-------------|--------------|---------------|-------------|-----------|
|                            | 9月現計①            | 6月現計                   | 補正案         | 9月現計②        | ②-①           | ②/①         |           |
| 一<br>般<br>会<br>計           | 一般公共事業           | 23,260,335             | 21,184,600  | 300,000      | 21,484,600    | ▲ 1,775,735 | 92.4      |
|                            | 公 国直轄事業負担金       | 8,337,609              | 6,947,060   |              | 6,947,060     | ▲ 1,390,549 | 83.3      |
|                            | 共 公共災害復旧事業       | 3,554,027              | 2,914,454   |              | 2,914,454     | ▲ 639,573   | 82.0      |
|                            | 計                | 35,151,971             | 31,046,114  | 300,000      | 31,346,114    | ▲ 3,805,857 | 89.2      |
|                            | 単独投資事業           | 21,640,595             | 20,510,664  | 305,900      | 20,816,564    | ▲ 824,031   | 96.2      |
|                            | そ 非公共補助事業        | 191,915                | 120,601     |              | 120,601       | ▲ 71,314    | 62.8      |
|                            | 他 その他行政経費        | 17,243,026             | 15,504,189  |              | 15,504,189    | ▲ 1,738,837 | 89.9      |
|                            | 計                | 39,075,536             | 36,135,454  | 305,900      | 36,441,354    | ▲ 2,634,182 | 93.3      |
|                            | 一般会計計            | 74,227,507             | 67,181,568  | 605,900      | 67,787,468    | ▲ 6,440,039 | 91.3      |
|                            | 特<br>別<br>会<br>計 | 能代港エネルギー基地<br>建設用地整備事業 | 338,110     | 218,009      |               | 218,009     | ▲ 120,101 |
| ※(公共事業分、内数)<br>下水道事業       |                  | (2,514,600)            | (2,091,000) |              | (2,091,000)   | (▲ 423,600) | (83.2)    |
| 港湾整備事業                     |                  | 2,901,760              | 2,928,101   | 5,600        | 2,933,701     | 31,941      | 101.1     |
| 特別会計計                      |                  | 9,052,228              | 8,385,478   | 5,600        | 8,391,078     | ▲ 661,150   | 92.7      |
| ※(公共事業分、内数)<br>建設交通部予算(案)計 | (37,666,571)     | (33,137,114)           | (300,000)   | (33,437,114) | (▲ 4,229,457) | (88.8)      |           |
|                            | 83,279,735       | 75,567,046             | 611,500     | 76,178,546   | ▲ 7,101,189   | 91.5        |           |

《予算区分ごとの補正内訳》 (単位:千円)

一般公共事業：広域河川改修事業 300,000

単独投資事業：県単河川改良事業 267,900、県単砂防事業 20,000、第三セクター鉄道設備整備事業 18,000

港湾整備事業特別会計：港湾施設補修費 5,600

## 2 債務負担行為の設定

(一般会計)

| 事 項    | 期 間    | 限 度 額        |
|--------|--------|--------------|
| 道路除雪事業 | 平成24年度 | 3,086,400 千円 |
| 計      |        | 3,086,400 千円 |

# 第三セクター鉄道設備整備事業について

平成23年9月15日  
建設交通政策課

## 1 概要

豪雨により鉄道施設に被害を受けた由利高原鉄道に対し、その復旧に要する経費の一部を補助し、公共交通である鉄道の安全運行を確保する。

## 2 被害状況

平成23年6月23日から24日の豪雨により子吉川の支川である鮎川が増水し、鳥海山ろく線の子吉駅～鮎川駅間で被害が生じた。

- (1) 鮎川橋梁付近の線路法面崩壊
- (2) 鮎川架道橋の擁壁崩壊・防護施設破碎流出

## 3 事業内容

### (1) 事業主体

由利高原鉄道(株)

### (2) 事業内容及び事業費

事業内容 線路法面復旧、架道橋擁壁復旧・防護施設交換など  
事業費 72,000千円

### (3) 負担割合

国1/4 県1/4 事業者2/4

- ・ 県負担分は、国の鉄道災害復旧事業との協調補助
- ・ 事業者負担分は、保険適用あり

## 4 予算額

18,000千円



# 道路除排雪作業業務委託における債務負担行為の設定について

平成23年9月15日  
道 路 課

## 1 主旨

道路除雪事業において、平成23年度～平成24年度の債務負担行為の限度額を設定し、当該事業費で委託する「道路除排雪作業業務委託」を2ヶ年契約する。これにより、除雪機械及びオペレーターを計画的、継続的に確保し、防災体制と維持管理体制の強化を図る。

## 2 債務負担行為設定額について

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 平成23年度予算額       | 3,086,400千円 |
| 平成24年度債務負担行為設定額 | 3,086,400千円 |

## 3 除排雪作業業務委託について

- 業務内容は車道除雪、歩道除雪、凍結抑制剤散布等
- 入札参加要件は秋田県建設業者等級格付名簿の「一般土木工事」に登載され、道路除排雪業務の実績等を有するJVによる共同履行方式

## 4 債務設定による効果について

- 除雪機械及びオペレーターの計画的、継続的な確保による防災体制と維持管理体制の強化
- 雪崩、吹き溜まり等の地形特性や路線特性、路面状況等のデータの蓄積による住民サービスの向上
- 請負業者の経営の安定化

# 一級河川鮎川の河川改修事業について

平成23年9月15日  
河川砂防課

## 1 目的

平成23年6月23日～24日の豪雨により氾濫した一級河川鮎川において、被災した堤防等の原形復旧に加え、河川断面の拡大等の改良も行うことによって治水効果を高め、今後の出水による再度災害防止を図るものである。

## 2 事業概要

### (1) 河川名及び場所

一級河川 鮎川 由利本荘市東鮎川地内

### (2) 事業内容

- i) 災害復旧事業（被災年度実施の国庫補助事業）  
破堤及び漏水した区間の堤防を原形復旧する事業。
- ii) 広域河川改修事業（被災年度実施の国庫補助事業）  
i) の対象区間以外において、一連区間の治水能力を高めるための改良事業。
- iii) 県単河川改良事業（複数年実施可能な県単独事業）  
i) 及び ii) に加え、被災地域全体の治水効果を高めるための改良事業。

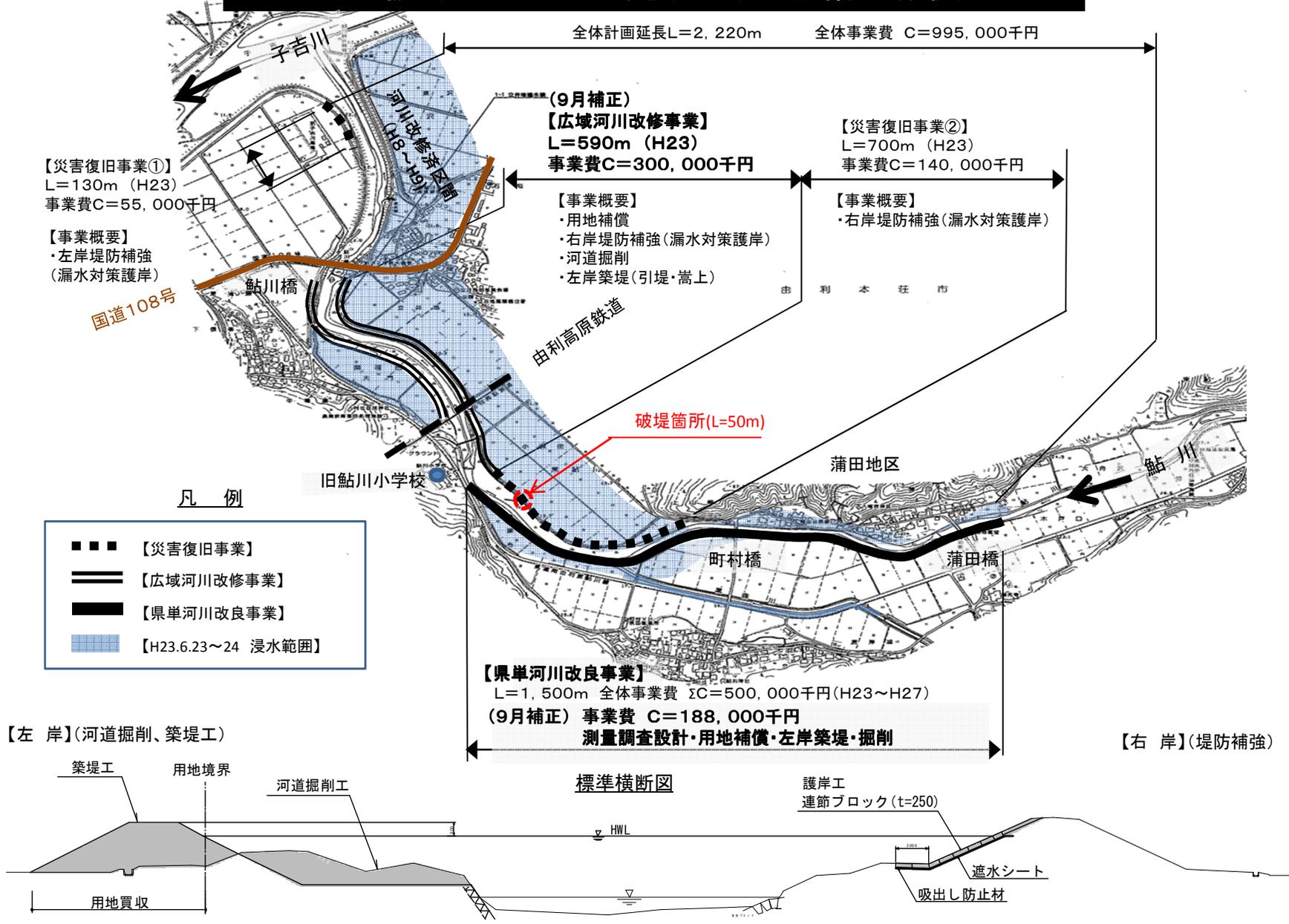
### (3) 事業計画

全体事業費 C = 995,000千円

うち9月補正 事業費 C = 488,000千円

|      | 災害復旧事業①              | 災害復旧事業②              | 広域河川改修事業                                     | 県単河川改良事業  |   |
|------|----------------------|----------------------|--|---|---|
| 事業年度 | H23                  | H23                  | H23  | H23～H27   | うち、H23                                    |
| 事業費  | 55,000千円             | 140,000千円            | 300,000千円                                    | 500,000千円   | 188,000千円                                 |
| 事業概要 | L=130m(左岸)<br>左岸堤防補強 | L=700m(右岸)<br>右岸堤防補強 | L=590m(両岸)<br>用地補償<br>右岸堤防補強<br>左岸築堤<br>河道掘削 | L=1,500m(左岸)<br>測量調査設計<br>用地補償<br>左岸築堤・掘削<br>橋梁架替 | L=1,500m(左岸)<br>測量調査設計<br>用地補償<br>左岸築堤・掘削 |

# 一級河川 鮎川 今後の河川整備の概要



## 県営住宅退去滞納者に対する訴えの提起について

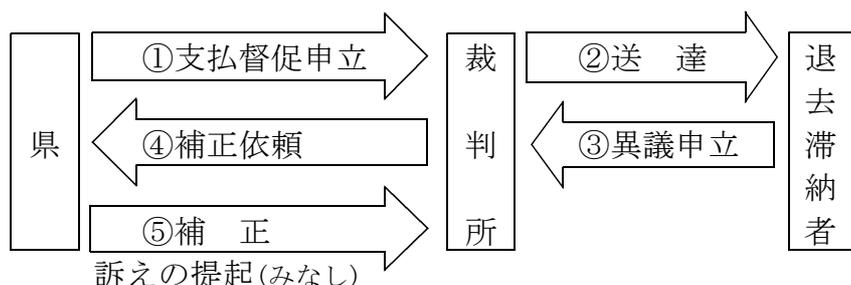
平成23年9月15日  
建築住宅課

県営住宅の家賃を滞納したまま退去した下記の者について、秋田簡易裁判所へ支払督促の申立てをした。

秋田簡易裁判所は支払督促を滞納者に送達したが、滞納者は分割返済したい旨の「異議」を申立てた。

この異議申立により、支払督促は民事訴訟法第395条の規定により訴訟へ移行したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となるが、時間的余裕がなかったため、県は地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行い、同裁判所へ「訴えを提起」した。

これについて、地方自治法第179条第3項の規定により、議会へ報告するものである。



秋田簡易裁判所 平成23年(ハ)第1008号 賃料請求事件

|      |                        |
|------|------------------------|
| 氏名   | 木下 清悦                  |
| 滞納額  | 991,900円               |
| 滞納期間 | 平成13年8月～平成19年5月までの50ヶ月 |
| 異議内容 | 平成24年1月から毎月5000円の分割返済  |

本件支払督促の流れ

| 月日    | 内容                         | 手続        |
|-------|----------------------------|-----------|
| 8月2日  | ①支払督促申立                    | 県→簡易裁判所   |
| 8月5日  | ②支払督促送達                    | 簡易裁判所→滞納者 |
| 8月18日 | ③異議申立                      | 滞納者→簡易裁判所 |
|       | ④異議申立通知及び補正依頼<br>※8月25日が期限 | 簡易裁判所→県   |
| 8月25日 | ⑤(専決処分後)訴えの提起              | 県→簡易裁判所   |

※支払督促 債権者(県)の申立てに基づき、裁判所が債務者(滞納者)に対し、支払の請求を発すること。

※補正 収入印紙を追加納付すること。